

令和7年度 介護職員等処遇改善加算計画について

医療法人社団 聡誠会
介護老人保健施設
長泉ケアセンター 博寿園

1 対象サービス名

介護老人保健施設

（介護予防）短期入所療養介護（老健）

（介護予防）通所リハビリテーション

2 対象職員

介護職員：常勤、パート職員

その他の職種職員：常勤、パート職員

3 改善期間

令和7年6月～令和8年5月

4 加算算定区分

処遇改善加算 加算Ⅰ 令和7年4月～令和8年3月

5 改善方法及び加算金額

① 常勤介護職員

月額 6,000円～29,000円

賞与・一時金 年間 420,000円～500,000円

※7月、10月、12月、3月

② パート介護職員

時給を50円引き上げる、月額1,000円～2,000円

賞与・一時金 年間 100,000円～220,000円

（勤務条件等により異なる）

※7月、10月、12月、3月

③ 常勤その他の職種

月額 7,000円

賞与・一時金 年間 160,000円～300,000円

※7月、10月、12月、3月

④ パートその他の職種

月額1,500円～3,000円

賞与・一時金 年間 50,000円～150,000円

（勤務条件等により異なる）

※7月、10月、12月、3月

なお、人事考課（資格、経験、技能、勤務態度等）により個別の一時金の金額については各人ごとに決定する。また、期中に事業収入が増減した場合には、改善額を増減して調整する。

6 介護職員等処遇改善加算の要件

(1) 月額賃金改善要件Ⅰ

処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっている。

(2) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ

キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）とキャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）の両方を満たしている。

(3) キャリアパス要件Ⅲ

キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）を満たしている。

(4) キャリアパス要件Ⅳ

改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所1以上となるようになっていない。設定できない理由としては、年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。

(5) キャリアパス要件Ⅴ

キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）を満たしている。

(6) 職場環境等要件

介護人材確保・職場環境改善等事業を申請済である。

7 この計画は、令和7年6月1日より施行する。